

令和元年度事業分 事務事業評価シート

<事業の名称等>

予算	款	02	総務費	項	02	徴税费	目	01	税務総務費
大事業	051	固定資産評価審査委員会運営事業		中事業	01	固定資産評価審査委員会運営事業			
小事業						他 事業			

3.旧総合戦略記載事項

旧総合戦略 記載事項	
---------------	--

1.事業の位置付け

旧総合計画	基本構想	1	住民とともに育むまちづくり	所管部局	財務部
	基本計画	1-2	効率的な行財政運営の推進		課税課
旧総合戦略	政策パッケージ				
	施策				
事業区分	自治事務（義務的なもの）		事業種別	ソフト事業	
根拠法令	有	地方自治法、地方税法			
根拠例規	有	坂井市税条例			
関連計画・マニュアル	無				

2.事業の目的・概要

【事業の目的】
 固定資産評価審査委員会は、地方自治法及び地方税法の規定により市町村に設置しなければならない地方公共団体の執行機関で、固定資産課税台帳に登録された価格に関する納税者からの不服を審査し、課税の適正を期すことを目的とする。

【事業の概要】
 固定資産評価審査委員会に要する経費

固定資産評価審査委員 3名（議会の同意を得て選任）
 [審査申出件数]
 ・令和元年度 0件（土地0件、家屋0件）

○報酬 委員報酬 28 千円

○需用費 委員会お茶代 1 千円

4.事業のコスト

(単位：千円)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	元・30年度比
コスト				
事業費	29	62	28	△ 33
人件費	2,683	2,674	1,121	9
総事業費	2,712	2,736	1,149	△ 24
人員				
正職員	0.40 人	0.40 人	0.16 人	0.00 人
臨時職員	0.00 人	0.00 人	0.00 人	0.00 人
人員計	0.40 人	0.40 人	0.16 人	0.00 人
財源内訳				
国県支出金	0	0	0	0
その他特定財源	0	0	0	0
一般財源	2,712	2,736	1,149	△ 24

5. 事業の目標値と実績等

評価指標		単位	年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
指標			目標					
独自指標	審査申出件数	件	実績		0	0	0	0
			達成率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	指標の説明 成果としての実績であるため目標設定は行いません							
指標			目標					
独自指標	固定資産評価審査委員会開催	回	実績		1	1	1	1
			達成率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	指標の説明 成果としての実績であるため目標設定は行いません							
指標			目標					
			実績					
			達成率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	指標の説明							
指標			目標					
			実績					
			達成率(%)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	指標の説明							
指標に基づく評価	審査申出がないということは、固定資産の評価に対し市民からご理解をいただけたということであり、件数、実施回数ともに少なかったことは評価できると思われます。今後、審査申出があった場合には、速やかに調査等を行い、公正な評価が行えるような委員会運営に努めます。							

6.事業に対する評価

<p>現状と課題</p>	<p>妥当性に課題</p>		
<p>固定資産評価審査委員会は、地方税法に基づき設置されるものですが、課税課以外に設置するのが妥当と思われます。 平成22年4月1日付総税市第16号・総務大臣通知には「固定資産課税台帳に登録された価格に対する不服を審査決定するために、市町村に固定資産評価審査委員会を設置することとされているのは、課税要件の早期安定を期するとともに審査の中立性を担保するためであることから、その事務局は固定資産税の評価・賦課を担当する課以外の課等において行うなど、その組織運営についてはその趣旨を踏まえて対応すること。」とあります。</p>			
<p>成果と改善点</p>	<p>平成26年度以降、納税者からの審査申出はないが、審査の申出を受けた場合は、速やかに調査し事実審査を行います。</p>		

7.令和2年度から令和6年度間（第2次総合計画前期期間）の方向性

<p>事業の方向性</p>	<p>継続</p>	
<p>方向性の理由</p>	<p>今年度も継続し、納税者から信頼される委員会運営に努めます。その他、客観的かつ公正に審査を執り行うために、固定資産の評価を行う賦課部局（課税課）以外で事務局を運営することについて行政組織担当部局と協議します。</p>	

令和元年度事業分 事務事業評価シート

<事業の名称等>

予算	款	02	総務費	項	02	徴税费	目	02	賦課徴収費
大	事業	001	賦課事業	中	事業	01	賦課事務事業		
小	事業							他 事業	

3.旧総合戦略記載事項

旧総合戦略 記載事項	
---------------	--

1.事業の位置付け

旧総合計画	基本構想	1	住民とともに育むまちづくり	所管部局	財務部
	基本計画	1-2	効率的な行財政運営の推進		課税課
旧総合戦略	政策パッケージ				
	施策				
事業区分	自治事務（義務的なもの）		事業種別	ソフト事業	
根拠法令	有	地方自治法、地方税法			
根拠例規	有	坂井市税条例			
関連計画・マニュアル	無				

2.事業の目的・概要

【事業の目的】
 賦課課税による個人市民税、固定資産税、軽自動車税及び申告納付による法人市民税、入湯税、市たばこ税など、法に基づいた適正かつ公平な課税業務を行う。

【事業の概要】
 公正公平な課税に向けて、システムの改修や課税客体の把握のための各種委託料等市税の賦課事務に要する経費

- 賃金（事務補助員 9名） 2,703 千円
- 旅費（普通・特別旅費） 159 千円
- 需用費（消耗品費・印刷製本費等） 4,241 千円
- 役務費（軽自動車検査情報システム情報提供手数料等） 366 千円
- 委託料 委託業務 70,806 千円
 - ・業務システム修正委託料 9,768 千円
 - ・業務システム保守点検委託料 379 千円
 - ・電算機器更新委託料 119 千円
 - ・固定資産時点修正業務委託料 3,650 千円
 - ・固定資産標準宅地・農地鑑定委託料 45,063 千円
 - ・固定資産評価基図異動更新等業務委託料 11,330 千円
 - ・地図資料データ化業務委託料 497 千円
- 使用料及び賃借料（電算システムリース料等） 14,008 千円
- 備品購入費 82 千円
- 負担金（会議・研修負担金、地方税電子化協議会分担金等） 2,731 千円

4.事業のコスト

(単位：千円)

	令和元年度	平成30年度	平成29年度	元・30年度比	
コスト	事業費	92,393	45,635	73,146	46,758
	人件費	189,087	180,955	175,478	8,133
	総事業費	281,480	226,590	248,624	54,891
人員	正職員	27.70 人	26.48 人	24.55 人	1.22 人
	臨時職員	1.83 人	2.20 人	1.90 人	△ 0.37 人
	人員計	29.53 人	28.68 人	26.45 人	0.85 人
財源内訳	国県支出金	31,128	31,182	30,500	△ 54
	その他特定財源	240	240	266	0
	一般財源	250,112	195,168	217,858	54,945

5. 事業の目標値と実績等

評価指標		単位	年度	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
指標	市税の調定額	千円	目標					
			実績		13,039,069	13,117,341	13,118,980	12,784,887
独自指標	達成率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
指標	指標の説明 成果としての税額であるため目標値の設定はそぐいません							
指標	個人市民税の申告者数 (申告義務免除者を含む)	人	目標	72,363	72,564	72,515	72,104	71,981
			実績		72,362	72,275	71,873	71,720
独自指標	達成率(%)		0.0	99.7	99.7	99.7	99.6	
指標	指標の説明 個人市民税の申告等により収入状況が確認できた人数							
指標	個人市民税の給与所得者に 係る特別徴収割合	%	目標	85.00				
			実績		84.46	82.30	80.64	78.04
独自指標	達成率(%)		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
指標	指標の説明 給与所得者に係る特別徴収割合							
指標	償却資産申告書の新規提出 者数(固定資産税)	%	目標	190	250			
			実績		168	235	196	124
独自指標	達成率(%)		0.0	67.2	0.0	0.0	0.0	
指標	指標の説明 前年度以前に事業を営んでいる個人、法人で新規に申告書を提出した数							
指標に基づく評価	市税は、市の自主財源確保の根幹となるものであり、適正な課税客体の把握と課税のためにも、未申告者の調査と申告勧奨は不可欠です。今後も継続して行い、申告率100%を目指します。 償却資産は、所有者が申告義務を認知していない場合が多く、今後も調査を行い申告案内を送付することにより適正な課税客体の把握に努めます。							

6.事業に対する評価

<p>現状と課題</p>	<p>効率性に課題</p>			
<p>当初賦課事務に関しては賦課期日から当初課税にかけての事務量が多いため、これまでも事務の効率化を図ってきましたが、職員の負担減が実感できるまでには至っていません。正確な課税業務を維持し、効率的に事務を進めるため、さらに業務委託等の事務改善の余地がないか検証する必要があります。</p>				
<p>成果と改善点</p>	<p>市税の適正な課税客体の把握のため、各種のシステム利用及び業務委託により、事務の効率化を図りました。また賦課事務を円滑に進めるため、個人市民税における特別徴収のさらなる拡大を図りました。今後も引き続き特別徴収の拡大推進に努め、適正かつ公平な賦課を目指します。</p>			

7.令和2年度から令和6年度間（第2次総合計画前期期間）の方向性

<p>事業の方向性</p>	<p>継続</p>	
<p>方向性の理由</p>	<p>引き続き課税客体把握のための調査を実施し、公正で公平な賦課課税事務を進めていきます。また地方税共通納税システムを利用し、申告から納税までの一連の手順を電子化することで納税者の負担軽減にもつながることから、一層の効率化を図っていきます。</p>	